

区民相談のご案内

— 相談は無料です —

区民相談は、区民の方が日常生活で抱える悩みや問題について、解決へ向けた糸口を見出していただくことを目的としています。相談日は、下表と裏面の表をご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談のみとなる場合や、相談が休止となる場合がありますので、最新の状況は練馬区ホームページをご覧ください。電話でお問合せください。

1 利用のご案内

- 対象：練馬区内在住の方
- 予約：相談は予約制です。相談希望日の1週間前の朝9時から電話等でお申込みください。
- 受付時間：区民相談所と石神井庁舎区民相談室は、月曜～金曜日の午前9時～午後5時です。土日曜、祝休日と年末年始はお休みです。
男女共同参画センター相談室は、祝休日以外は午前9時～午後7時、祝休日は午前9時～午後5時です。年末年始と施設点検日はお休みです。
- 相談方法：対面相談 または 電話相談
- その他・相談内容により、他の専門機関をご紹介します場合があります。
・外国語での相談をご希望の場合は事前にお問い合わせください。

2 相談場所・申込先 (ご希望の相談場所にお申込みください。)

練馬：区民相談所 【練馬区役所東庁舎5階】 ☎ 03-5984-4523
 石神井：石神井庁舎区民相談室 【石神井庁舎2階】 ☎ 03-3995-1100
 男女：男女共同参画センター相談室 【センター1階】 ☎ 03-3996-9050
 (石神井町8-1-10)

■予約が必要な相談一覧

種類・内容	相談員	場所	相談日	相談時間
法律相談 ※利用回数は1年間に3回までです。 借地・借家、相続、金銭、契約関係などの法律問題、交通事故の示談・調停などの方法	弁護士	練馬	月・水・金	13～16時 30分以内
		石神井	火・木	
		男女	土	
交通事故相談 事故にあったときの損害賠償手続き、各種保険請求方法など	専門相談員	練馬	第2・4火	10～12時・13～16時 50分以内
		石神井	第1・3金	
身の上相談 離婚、家庭内のことなど	専門相談員	練馬	月・木	13～16時 50分以内
		石神井	金	

種 類 ・ 内 容	相 談 員	場 所	相 談 日	相 談 時 間
税務相談 相続税、贈与税など	税理士	練馬	金	10～12時30分・ 13時30分～16時 40分以内
		石神井	水	
不動産取引事前相談 不動産取引(賃貸含む)の紛争、事故を未然に 防ぐための相談	宅地建物 取引士	練馬	火	13～16時 50分以内
		石神井	水	
表示登記(調査・測量)相談 不動産の表示登記に必要な土地、建物の調査 ・測量全般	土地家屋 調査士	練馬	第1・3木	13～16時 50分以内 対面相談のみ
		石神井	第1月	
暮らしと事業の手続相談 官公署に提出する書類、権利義務・事実証明 に関する書類(遺言、契約書、許認可等)	行政書士	練馬	第1火	10～12時 ・13～16時 50分以内
		石神井	第3月	
権利登記・供託相談 不動産の権利登記 裁判所・検察庁に提出する書類	司法書士	練馬	第2・4木	13～16時 30分以内
		石神井	第4月	
心の相談 孤独、挫折、不安などの精神的な悩み	カウンセラー	練馬	火	10～16時 50分以内
人権擁護相談 差別、名誉の失墜などを受けた場合	人権擁護委員	練馬	第1木	13～16時 50分以内
		石神井	第2月	

■予約がいない相談一覧

種 類 ・ 内 容	相 談 員	場 所	相 談 日	相 談 時 間
行政相談 国の行政や独立行政法人等の仕事への苦情、 要望など	行政相談委員	練馬	第1水	13～16時 50分以内
		石神井	第3水	
一般区民相談 区政の窓口や専門相談の案内など	相談担当 (区職員)	練馬	月～金	9～17時
		石神井		

新型コロナウイルス感染症対策

- ・発熱や風邪の症状など、体調のすぐれない場合は、ご利用をお控えください。
- ・相談室に入室の際はマスクを着用していただくとともに、検温や手指の消毒にご協力ください。
- ・3密対策として、ご相談は原則お一人でお願いします。また、相談の前後には、換気および机・椅子等の消毒を行います。相談時間が30分を超える場合は、相談途中で換気を行う場合があります。
- ・感染拡大の状況により、相談事業が変更または休止となることがあります。